

平成 28 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 井 原 勝 美  
(コード番号：8729 東証第一部)

### 本日のソニー株式会社の 2015 年度連結業績見直し修正発表に関して

本日、当社の親会社であるソニー株式会社が、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法（以下「米国会計原則」）に基づく 2015（平成 27）年度連結業績見通しの修正を発表し、その中で当該修正の主な減益要因の一つとして、ソニーグループの金融分野について言及がございました。

これは、主に、ソニー生命において金利の大幅な低下などにより、積立利率変動型終身保険と変額保険に係る、米国会計原則特有の前提条件（計算基礎率※）を見直したことによるものです。

当社の連結業績は、日本の会計処理の原則ならびにその手続および表示方法（以下「日本会計基準」）に準拠して作成しており、その会計基準は、当社の親会社であるソニー株式会社が開示する連結業績の準拠する米国会計原則とは異なります。当社および当社グループの日本会計基準に基づく決算手続きは未だ完了しておらず、当社の連結業績予想値についても未だ検証中です。当社は連結業績予想値の変更が必要と判断した場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、当社の日本会計基準に基づく平成 28 年 3 月期の決算発表は平成 28 年 5 月 16 日を予定しております。それに先立ち、決算速報を平成 28 年 4 月 28 日に発表する予定です。

※ 添付の参考資料（米国会計原則における計算基礎率の見直しについて）もあわせてご参照ください。  
以 上

---

(お問い合わせ先)

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 広報・IR 部

電話 (03) 5785-1070 (代表) E-mail: [press@sonyfh.co.jp](mailto:press@sonyfh.co.jp)

(ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のホームページ)

<http://www.sonyfh.co.jp/>

## 【参考資料】

### ■米国会計原則における計算基礎率の見直しについて（※）

米国会計原則における計算基礎率の見直しは、金利や株式の市場環境の変化などを受けて、最低年 1 回は、生命保険事業において実施されます。この見直しによる影響は、運用実績に応じて保険金額が変動する商品において大きくなります。前提条件となる資産運用利回りが契約時点で想定した資産運用利回りを下回ると、保険会社として費用負担が発生します。具体的には、積立利率変動型終身保険については繰延新契約費償却額、変額保険については最低保証にかかる責任準備金を追加計上する必要があります。